# 福島県立医科大学学術成果リポジトリ取扱要綱

(平成22年3月25日 附属学術情報センター長制定)(平成26年 5月28日 一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人福島県立医科大学(以下「本学」という。)における、福島県立医科大学学術成果リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リポジトリは、本学において作成された研究・教育等の成果(以下「研究・教育成果物」という。)を収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

## (管理責任者)

- 第3条 リポジトリの管理責任者は、附属学術情報センター長(以下「センター長」という。) とする。
- 2 センター長は、リポジトリの管理運用に責任を持つとともに、本学の情報セキュリティ ポリシーを遵守し、個人情報の取り扱いに留意する。

## (登録対象)

- 第4条 リポジトリへ登録できる研究・教育成果物は、以下の要件を満たすものとする。
  - (1) 本学における研究・教育活動により作成された、学術的研究・教育成果物であること。
  - (2) 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
  - (3) ネットワークを通じて配信できること。

## (登録者)

- 第5条 リポジトリに資料を登録できる者(以下「登録者」という。)は、以下に掲げる者とする。
  - (1) 本学に在籍するまたは在籍したことのある教職員及び大学院生等。
  - (2) 公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程第3条から第6条の規定により設けられる本学の内部組織等。
  - (3) その他センター長が特に認めた者。

#### (登録方法)

- 第6条 登録者は、自らが作成、作成に関与したまたは著作権を有する研究・教育成果物を リポジトリへ登録することができる。
- 2 リポジトリへ研究・教育成果物を登録しようとする場合、登録者は、福島県立医科大学 学術成果リポジトリ登録依頼書(以下「登録依頼書」という。)(第1号様式)によりセン ター長に依頼するものとする。
- 3 登録者は、前項のほか、電子メール等の電子的手段により資料の登録を依頼することができるものとし、その場合の必要事項は登録依頼書に準ずる。

## (登録の承認)

- 第7条 センター長は、第6条の登録依頼を受理した場合は、提供された研究・教育成果物の著作権等の権利関係、その他公開に係る事項を調査し、公開の可否を判断するものとする。
- 2 センター長は、登録依頼がない場合であっても以下のいずれかに該当したときは、教 育・研究成果物の公開の可否を判断できるものとする。
  - (1) 法令の定めによる登録
  - (2) 本学法人規程の定めによる登録

#### (登録された教育・研究成果物の取扱)

- 第8条 センター長は、以下の方法によりリポジトリに登録された教育・研究成果物を取扱 うものとする。
  - (1) 当該研究・教育成果物を複製し、リポジトリに格納する。
  - (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。
  - (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。
- 2 リポジトリに登録された資料の著作権は、著作権者の元に留保される。

## (利用条件)

- 第9条 リポジトリに登録された研究・教育成果物を利用しようとする者は、その利用に際 して下記に掲げる条件を遵守するものとする。
  - (1) 著作権法等の定める条件。
  - (2) 公開する研究・教育成果物が、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規程あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件。

#### (登録の削除・公開の停止)

第10条 センター長は、以下の場合に、リポジトリに登録された研究・教育成果物の削除 または公開の停止をすることができる。

- (1) 登録者から理由を付して登録の削除または公開の停止の申請を受け、妥当であると判断する場合。
- (2) 公序良俗に反する盗用・剽窃による成果、または内容が著しく不適切である等の理由により公開に支障があると判断する場合。

(免責事項)

第11条 リポジトリでの研究・教育成果物の登録・公開あるいは利用によって生じた損害 について、附属学術情報センターはその責任を負わない。

(その他)

第12条 この取扱要綱に定めるもののほか、リポジトリの管理運用に必要な事項は、別に 定める。

(庶務)

第13条 リポジトリに関する庶務は、総務課学術情報室が行う。

附則

この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。ただし、第13条については、平成26年4月1日から適用する。